2019年3月29日制定

(総 則)

第1条 この規則は、前近代および近代移行期における貨幣と信用に関する研究会(以下、当研究会という)が作成し、早稲田大学リポジトリを通じて公開される藩札等に関する統合データベース上で提供される電子資料(画像データ等)の利用について必要な事項を定めることを目的とする。

(利用者の範囲)

第2条 公開された電子資料は身分、国籍を問わず広く一般に利用できるものとする。

(利用者の遵守事項)

- 第3条 利用者は、電子資料の利用に際して次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。
- (1) 電子資料ごとに定められた利用条件を守ること。
- (2) 電子資料の不正な利用又はそれらを助長する行為をしてはならない。
- (3)電子資料のダウンロードや複製は調査・研究、教育又は学習を目的とする場合に限る。
- (4)電子資料の再配布は禁止する。印刷物や電子媒体等の他媒体による使用については、資料ごとに定められた機関の許可を受ける。

(利用責任)

第4条 この電子資料の利用により生ずる一切の責任は利用者が負うものとする。

(利用の制限)

第 5 条 当研究会ならびに早稲田大学図書館は、システムメンテナンスまたは業務に支障があると認められる場合には、予告なしに電子資料の利用を制限することができる。その際に生じる利用者の一切の損害について、当研究会ならびに早稲田大学図書館は責任を負わない。

(利用の停止)

第6条 当研究会は、本規則に反する行為を行った利用者に対し、利用停止等の措置を講ずることができる。

(細 則)

第7条 当研究会は、この規則に定めるもののほか、個々の電子資料の利用に関して必要な 規則を別に定めることができる。

附則

この規則は、2019年3月29日から施行する。